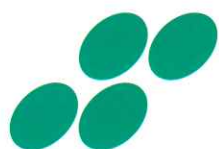


園芸施設共済



安心のネットワーク

NOSAIとちぎ

栃木県農業共済組合

<https://www.nosai-tochigi.or.jp/>

園芸施設共済の補償対象

特定園芸施設



- 特定園芸施設の**本体**
…作物を栽培するためのパイプハウス・鉄骨ハウス・多目的ネットハウスなどの主骨材(パイプ・鉄骨など)。
- 特定園芸施設の**被覆材**
…上記本体に被覆する被覆材(農ビ・農PO・寒冷紗・多目的ネット等)。

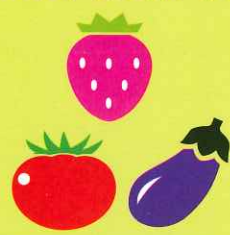
上記特定園芸施設に加え、以下の補償を追加することができます。

附帯施設



- 施設内の作物の生育に用いる施設
…暖房施設、換気施設、かん水施設、養液栽培施設、自動制御施設等。

施設内農作物



- 施設内で栽培する農作物…葉菜類・果菜類・花き類(補償対象の作物は、組合で指定したものに限る。)
- 加入方式を次の**2通りから選択**。
①一般方式 :すべての共済事故が補償対象
②事故除外方式 :病虫害を除く共済事故が補償対象
- 収入保険制度との重複加入はできません。**

撤去費用

(棟ごとを選択可能)



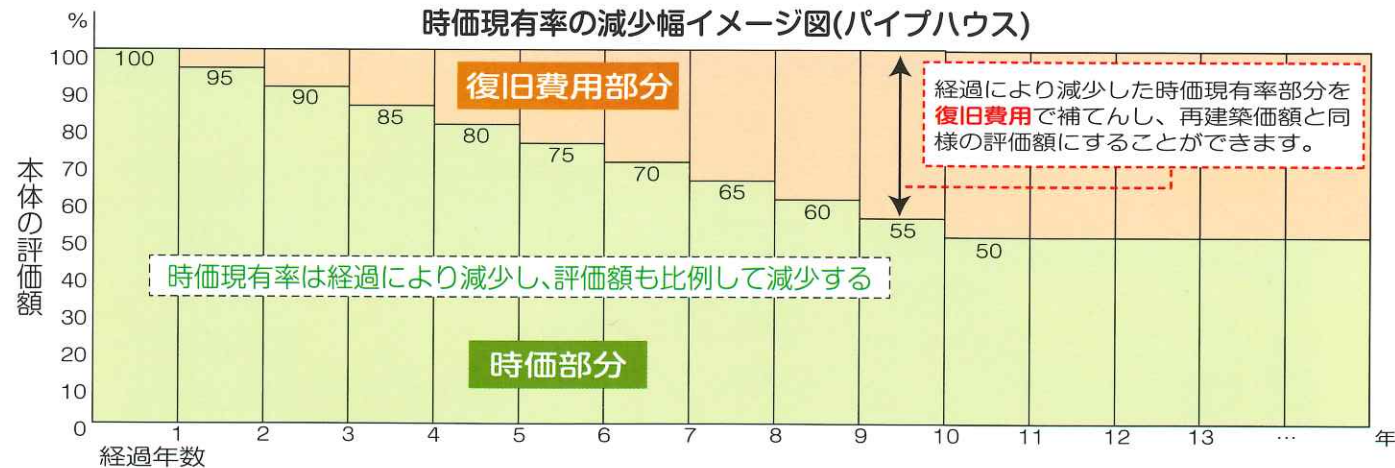
- 共済事故の被害に遭った時、特定園芸施設本体の解体・撤去・処分の費用を負担します。
※本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えた場合、または、撤去に要した金額が100万円を超えた場合、補償対象となります。

復旧費用

(棟ごとを選択可能)

- 特定園芸施設本体と附帯施設の補償額は、時価現有率(下図参照)に応じて減少しますが、復旧費用に加入いただくと、時価現有率の減少幅を補てんすることができます。(※注意:被覆材は、対象外となります)

時価現有率の減少幅イメージ図(パイプハウス)



異動通知

- 加入申込みの際に申告した**被覆期間を変更する場合**、異動通知が必要です(異動内容に基づき、掛金の追徴・返還を行います)。
- ハウス等に異動事由(譲渡、移転、解体、増改築、構造又は材質の変更、共済事故以外の原因による破損又は滅失)や施設内農作物の種類又は栽培期間の変更をする時は、組合までご連絡ください。
※異動により共済掛金の追加納入となった場合、払込期限は異動通知が組合等に到達した日の翌日から起算して2週間以内が払込期限となります。

特定園芸施設の区分一覧

プラスチックハウスⅡ類



主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設

プラスチックハウスⅢ類



主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材または鋼材およびパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲(鉄骨中・軟)及びプラスチックハウスⅣ類乙(鉄骨中・硬)以外のもの

プラスチックハウスⅣ類 甲・乙



プラスチックハウスⅣ類甲
主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31㎡以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙(鉄骨中・硬)及びプラスチックハウスⅤ類(鉄骨上)以外のもの

プラスチックハウスⅣ類乙
主としてプラスチックフィルム(耐風速50m/s(ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未達の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。))以上又は耐雪荷重50kg/㎡以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。)が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31㎡以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類(鉄骨上)以外のもの

プラスチックハウスⅤ類



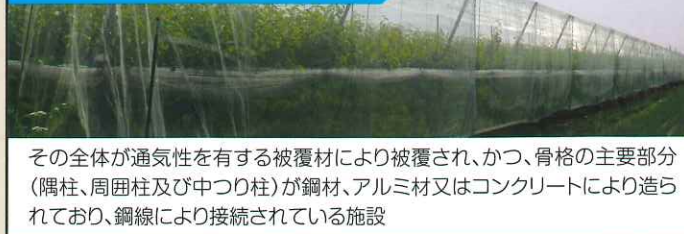
次のいずれかに該当する施設
1.屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂版により造られている施設
2.屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム(ビス止めされた硬質フィルムに限る。)により造られている施設のうち、耐風速50m/s(ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未達の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。))以上又は耐雪荷重50kg/㎡以上の強度を有するもの

プラスチックハウスⅥ類



次のいずれかに該当する施設
1.主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設
2.その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材(寒冷紗、ネット等)により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの

プラスチックハウスⅦ類



その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分(隅柱、周田柱及び中つり柱)が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

ガラスハウスⅡ類



屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設

加入資格及び組合員資格

- 組合で実施している共済事業いずれかに加入しているなど、組合員の方は加入いただけます。(加入資格)
 まだ、組合員でない方は、下記のどちらかの条件を満たせば、加入いただけます。(組合員資格)
- ・農作物の栽培を目的としたハウスの合計面積が200平方メートル(ガラスハウスの場合100平方メートル)以上ある方。
 - ・園芸施設共済以外の共済事業で組合員資格を満たし、組合員となった方。

共済責任期間 (補償期間)

- 補償期間は**1年間**です。
- 被覆材については、被覆している期間を「被覆期間」、被覆していない期間を「未被覆期間」とし「被覆期間」のみ加入できます。

包括加入制

複数のハウスを所有または管理している場合、**すべての棟を加入**していただけます。
 なお、「附带施設」「施設内農作物」を補償対象に付加する場合も、対象物のあるすべての棟で付加することになります。
 また、経過年数が耐用年数の2.5倍を超えているハウスについては、加入しない申出をすることができます。

共済価額 (評価額)

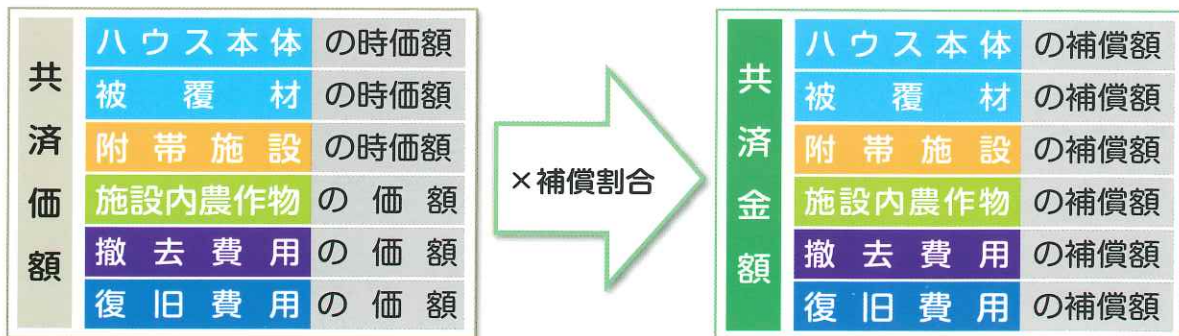
- 特定園芸施設
- 附带施設
- 施設内農作物
- 撤去費用
- 復旧費用

加入申込をする「園芸施設の補償対象」それぞれに「共済価額」を算定いたします。
 算定例：特定園芸施設の場合。
 間口、奥行、骨材、被覆材の種類、設置年などにより共済価額を決定します。

[園芸施設の補償対象]

共済金額 (補償額)

補償割合(付保割合)を40%から80%の範囲で棟ごとに選択できます。



付保割合追加特約

付保割合を最高の80%で選択いただいた場合、付保割合をさらに引き上げる追加特約を棟ごとに付すことができます。(最大20%)
 なお、特約部分の共済掛金は全額ご加入者負担となります。

共済掛金等

加入申込をする「園芸施設共済の補償対象」それぞれの「共済金額」に個人の掛金率及び国庫補助(ポイント参照)を乗じた額の合計額が「共済掛金等」になります。

ポイント!

…共済金額1億6千万円を上限に掛金の半分以上を国が負担します。
 (復旧費用、付保割合追加特約部分、小損害不てん補1万円特約部分を除く)

見積書を作成いたしますので、お気軽に最寄りのNOSAI支所へお問い合わせ下さい。

掛金率 (基準) 加入者個々の被害率に応じてグループ化



集団加入割引

施設園芸農業者が構成員となっている生産組織等が組合と協定(※1)を締結し、集団で一斉加入を実施することで、割引要件(※2)を満たした場合、共済掛金の**5%**、事務費賦課金の最大**20%**が割引されます。

※1 園芸施設共済又は保険に加入する旨の取り決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて協定を締結すること。

※2 一斉加入を実施した団体の構成員の加入率が80%以上、かつ構成員の加入率が一斉加入実施前より上昇している場合、共済掛金の5%を割引。一斉加入を実施した団体の構成員が5名以上9名以下の場合、事務費賦課金を10%割引、10名以上の場合、事務費賦課金を20%割引。

共済事故

●共済金の支払い対象となる事故は次の通りです。



支払い対象とならない事項

- ① 老朽化による消耗によって生じた損害
- ② 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って発生した損害
- ③ 損害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合
- ④ 故意もしくは重大な過失による損害
- ⑤ 盗難やいたずらによる損害
- ⑥ 生理障害及び薬害
- ⑦ 損害額が小損害不てん補基準金額に満たない場合

小損害不てん補基準金額（支払い対象基準）

● 共済金は、1棟ごとの損害額が小損害不てん補基準金額を超えた場合、支払い対象となります。小損害不てん補基準金額は下記の5通りから選択できます。

ア 3万円 または 共済価額の5%

● 小損害不てん補基準金額は棟ごとに選択できます。

イ 10万円

● 共済価額が50万円または100万円に満たないハウスは**エ**または**オ**を選択することはできません。

ウ 20万円

エ 50万円

● **イ、ウ**を選択し、共済価額が10万円、20万円に満たない場合、引受から除外できます。

オ 100万円

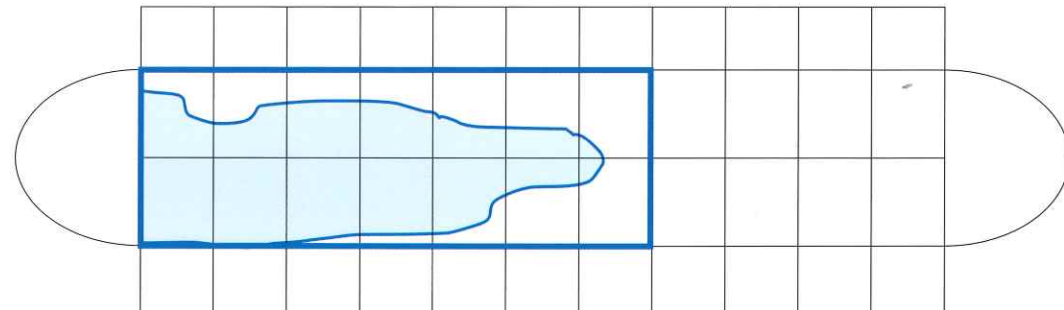
小損害不てん補1万円特約

小損害不てん補基準金額 **ア 3万円** を選択いただいた場合、支払いとなる基準金額を1万円とする特約を棟ごとに付すことができます。なお、特約部分の共済掛金は全額ご加入者負担となります。

損害発生通知

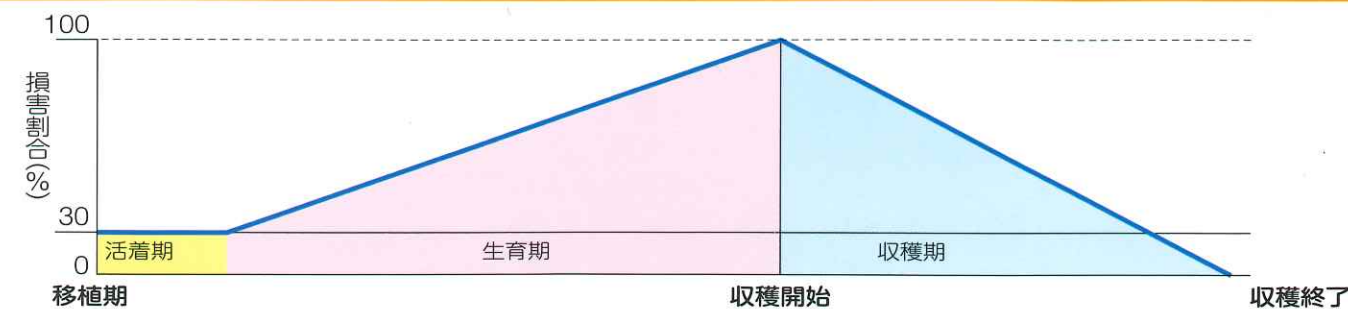
- ご加入しているハウス等に被害が発生した場合、又は、施設内農作物に病害虫の兆候が現れた場合、速やかに組合までご連絡ください。損害通知が遅れ被害状況を確認できない場合や被害原因が特定できない場合、共済金の一部または全部をお支払いできないことがあります。
- 被害確認前に被覆材やパイプ等を取り替える場合、被害状況が確認できるように被害にあった被覆材やパイプ等を必ず施設の近くに残してください。

被覆材の損害評価（プラスチックハウスⅡ類）



- 被覆材の被害額は**被害にあった面積の割合**を被覆材の共済価額に乗じて算定します。被害にあった面積は上図の青枠内にあたります。
※ 修繕にかかった実費用を補償するものではありません。
- 共済責任期間開始日から損害発生日までの経過月数に応じて被覆材の共済価額に自然消耗割合がかかります。

施設内農作物の損害評価



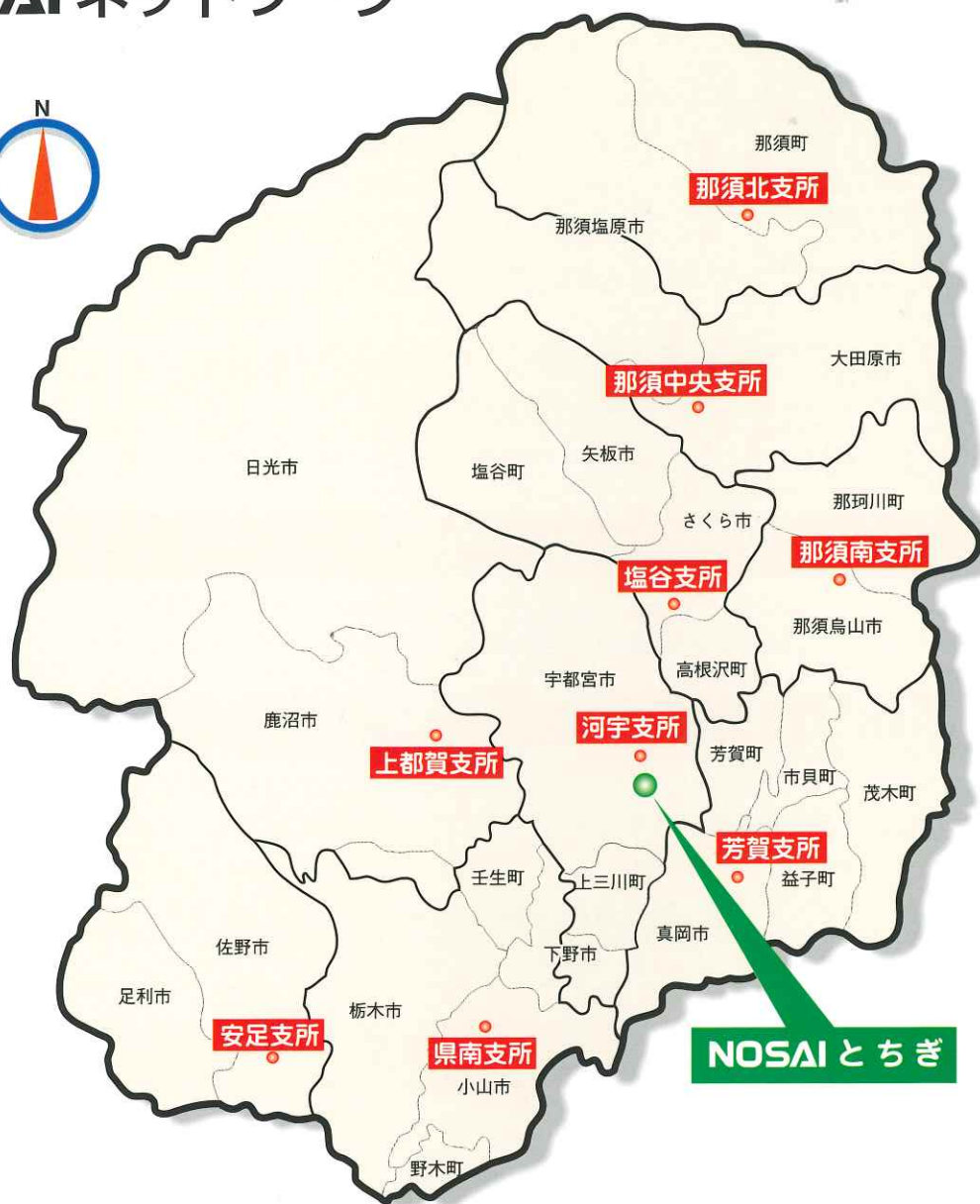
- 施設内農作物の損害割合は、生育ステージ(活着期・生育期・収穫期)を考慮した既経過日数割合と損害程度割合、栽培割合により算出します。

重要事項説明書

※パンフレットと併せてご理解いただきたい重要事項を記載いたしますのでご熟読ください。
加入申込書の提出をもって、この重要事項説明書を承諾したものとさせていただきます。

- ご加入についての事項
 - 加入申込みと共済関係の成立
園芸施設共済の共済関係は、加入される方が別途定めている園芸施設共済加入申込書(以下「加入申込書」といいます)に必要事項を記入・捺印して組合に申込み、組合が承諾したときに成立します。なお、加入される方の所有または管理するすべての園芸施設(施設内農作物の栽培用特定園芸施設に限ります)について加入するようお願いいたします。
加入申込書により告知した事項について、加入者が故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。
 - 共済金額
共済金額は、加入の申込みの際に特定園芸施設1棟ごとに施設本体、附帯施設、被覆材等の新調価額を算出し、その各々の額に経過年数に対応する減価割合(時価現存率または被覆経過割合)により共済価額を算定し、補償割合(以下「付保割合」といいます)を乗じて算出します。施設内農作物の共済価額については、園芸施設設置面積にガラス室、鉄骨、パイプハウス等ごとに一定の率を乗じた額、また、復旧費用については特定園芸施設及び附帯施設の新調価額から時価額を差し引いて得た額となります。なお、共済事故による損害について共済金が支払われた場合でも共済金額は変更されません。
共済責任期間中に増改築等があった場合、組合に異動の通知をすることで共済金額を変更することができます。
 - 付保割合
付保割合は、8割から4割の範囲で選択することができます。
 - 付保割合追加特約
付保割合8割を選択した場合、付保割合をさらに9割または10割とする特約を付加することができます。
 - 共済責任期間と責任開始日
補償期間(以下「共済責任期間」といいます)は、加入される方が掛金を組合に納めた日の翌日から開始しますが、継続した加入の場合は、当該共済責任期間の終了する日の翌日からの開始となります。共済責任期間は原則1年間です。ただし、施設の設置期間が周年でない場合は、その期間に合わせて責任期間を短縮することができます。
 - 被覆期間と未被覆期間
責任期間内に被覆材を被覆しない期間がある場合、加入申込書に被覆計画を記入していただきます。
 - 共済関係の消滅
パイプハウスの場合、損害があったスパン数が9割以上の時、パイプハウス以外の場合は損害額が共済価額の8割以上のとき、当該ハウスが全損または経済的全損として取扱い、共済関係は消滅します。
 - 自動継続特約
自動継続特約を付した場合、当該園芸施設共済の共済責任期間が終了するまでに次回の加入申込みをしない旨の意思表示がなければ、園芸施設共済の加入申込みがあったものとしてすることができます。
- 共済金の支払いについての事項
 - 小損害不てん補基準金額
特定園芸施設等が共済事故によって損害を被ったとき、特定園芸施設及び特定園芸施設に係る附帯施設・施設内農作物、撤去費用、復旧費用の損害の額の合計が3万円(共済価額の20分の1が3万円に満たないときは当該金額)または10万円、20万円、50万円、100万円のいずれか選択した金額を超える場合に共済金をお支払いいたします。
 - 小損害不てん補1万円特約
小損害不てん補基準金額3万円を選択した場合、基準金額を1万円とする特約を付加することができます。
 - 撤去費用・復旧費用
撤去費用または復旧費用に加入している場合、撤去または復旧費用共済金は、組合が撤去または復旧を確認した場合のみ、お支払いいたします。
 - 支払い共済金額
共済金の支払額は損害額に付保割合を乗じて算出します。
- 共済金が支払えない場合についての事項
 - 次のような場合には、共済金の一部または全額をお支払いできないことがあります。
 - ① 加入者が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害。
 - ② 加入者が損害発生を怠り、または故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
 - ③ 正当な理由がないのに、払込期日までに第二回目の掛金の払い込みが遅れた場合(掛金を分納する場合)
 - ④ 加入者が組合への損害発生を通知を行うときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実の事を表示しまたはその書類を偽造若しくは変造するなどにより不実の通知をしたとき。
 - ⑤ 期限内に異動による共済掛金の追加納入がされなかった場合、共済金の免責となる場合があります。
- 加入者の義務についての事項
 - 損害発生のお知らせおよび調査への協力
加入した特定園芸施設等に損害が発生した時は、遅滞なく組合に次の事項の通知をお願いします。
 - ① 共済事故の種類
 - ② 共済事故の発生日
 - ③ 共済事故により被害を受けた場所その他の災害によって生じた損害
 - ④ その他の被害の状況が明らかとなる事項
 撤去費用または復旧費用に加入されている場合は、上記の通知後速やかに復旧計画書を提出願います。
また、撤去または復旧が完了したら速やかに当該作業にかかる領収書とその内訳明細(または他者に復旧作業の労務費を支払っている場合、その請求書等)の提出を事故発生後1年以内にお願います。
ただし、災害救助法の適用地区および自己都合に因らない遅延の場合、提出の期間を延長することができますので事故発生後1年以内に組合へ通知してください。
 - 損害防止の義務
加入者は、加入した特定園芸施設や附帯施設、施設内農作物について通常すべき管理(強風や積雪対策、落雷からの機器保全対策、凍結防止措置及び機器の適正管理、鳥獣対策、適正施肥等)及び損害防止の措置を行ってください。
 - 異動通知
加入した特定園芸施設等について、譲渡、移転、解体、増築若しくは改築、構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失、ほかの保険若しくは共済に付した時、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、被覆期間の変更をしたときは、遅滞なく通知をお願いします。
- 個人情報の取り扱いについての事項
 - ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」といいます)については組合が引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済事業等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。また、法令により必要とされた場合や、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合に、個人情報を関係機関に提供することがあります。
- その他の事項
 - かつてない災害などにより、組合の財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等のお支払する金額を削減することがあります。

NOSAI ネットワーク



お問い合わせは

河宇支所

〒321-0901 宇都宮市平出町936-3
TEL 028(660)7300

上都賀支所

〒322-0005 鹿沼市御成橋町2丁目2051-7
TEL 0289(65)3251

芳賀支所

〒321-4303 真岡市八条678
TEL 0285(84)1151

塩谷支所

〒329-1312 さくら市桜野1622-1
TEL 028(682)8491

那須中央支所

〒324-0063 大田原市町島666-1
TEL 0287(23)1633

那須北支所

〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5083-2
TEL 0287(64)3663

那須南支所

〒321-0602 那須烏山市大桶2141-2
TEL 0287(84)1711

県南支所

〒323-0062 小山市立木567
TEL 0285(23)7771

安足支所

〒327-0003 佐野市大橋町3232-1
TEL 0283(22)1597

本 所 (NOSAIとちぎ)

〒321-0903 宇都宮市下平出町前表319-1
TEL 028(683)5531